

○関東地方整備局告示第二百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和二年五月二十五日

関東地方整備局長 石原 康弘

第1 起業者の名称 栃木県

第2 事業の種類 県道矢板那須線改築工事（栃木県矢板市片岡字大谷津地内から同市片岡字松明地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 栃木県矢板市片岡字大谷津及び字松明地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県矢板市石関字弥治良久保地内から同市片岡字横町地内までの延長1,040mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道矢板那須線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道矢板那須線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により栃木県知事が県道に認定した路線であり、起業者である栃木県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により栃木県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、栃木県矢板市乙畑地内を起点とし、那須塩原市を經由して、那須郡那須町大字高久乙地内に至る延長45,553mの幹線道路であり、県北東部地域と県北部地域を結ぶ農業、産業、経済及び観光等の社会生活の基盤を支える重要な路線となっている。

また、本路線は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき矢板市が策定した矢板市都市計画マスタープラン（平成25年11月改定）において、宇都宮市や近隣市町との連携・交流を図るための「地域都市間交流軸」に位置付けられており、社会的、経済的に重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、日常生活上の利用による地域内交通と、物流、産業等の利用による通過交通がふくそうしていることから、朝夕の通勤時間帯を中心として慢性的な交通混雑が発生しており、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況である。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、矢板市片岡地内で13,634台/日であり、混雑度は1.94となっている。

また、現道の周辺には、矢板市立片岡小学校等の公共的施設や各種商業施設等が連たん・集積している区間が存在し、同小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、現道は県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年栃木県条例第53号。以下「栃木県道路条例」という。）に定める自転車歩行者道の最小幅員3.0mを満たさない区間が35.3%存在するなど、現道を利用する歩行者及

び自転車（以下「歩行者等」という。）の安全な通行が確保されておらず、重大事故の発生が懸念されている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られ、また自転車歩行者道の幅員が確保され、歩行者等が関連した交通事故の危険性が低減されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和元年6月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、起業者の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業による影響はほとんどないものとされている。起業者は、今後本件事業の実施に伴い、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、起業者は、工事の実施に当たり、遺構等が発見された場合には、栃木県教育委員会等と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び歩行者等の安全な通行の確保を主な目的として、栃木県道路条例による第4種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、栃木県道路条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成14年12月3日に都市計画決定され、平成30年11月9日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は慢性的な交通混雑が発生し、自転車歩行者道は栃木県道路条例に定める最小幅員を満たさない構造となっており、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、那須塩原市長を会長とする主要地方道矢板那須線・那須西郷線・西那須野那須線道路整備促進期成同盟会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、使用の範囲は、全て本件事業の用に一時的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 栃木県矢板市役所